

委 託 設 計 書								
年 度	令和6年度		課長	係長	精算者	設計者	原 水 及 び 浄 水 費	
委 託 番 号	第 号						設 計 年 月 日 令和 年 月 日	
着 工 番 号							精 算 年 月 日 令和 年 月 日	
施 工 理 由								
施 工 箇 所	明石市大道町1丁目11-1ほか					施 工 方 法 及 び 工 事 期 限	請 負 (単価契約) 令和7年3月31日まで	
委 託 名 称	水道施設浚渫業務委託(単価契約)					支 払 い 方 法	前 払 金	なし
							中 間 前 払	なし
							部 分 払	なし
委 託 概 要	施設浚渫業務 1式							
	(1) 明石川浄水場	東部配水場						
	(2) 鳥羽浄水場	中部配水場						
	(3) 魚住浄水場	西部配水場						
当初設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円	
変更設計金額	円	消費税相当額	円	変更請負金額	円	消費税相当額	円	
増 減	円	増 減	円	増 減	円	増 減	円	

水道施設浚渫業務

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
強力吸引車運転工	1			日						
大型強力吸引車運転工	1			日						
高圧洗浄車運転工	1			日						
クレーン付トラック運転工	1			日						
仮設排水ポンプ据付	1			台						
交通誘導員B	1			人						
積置費（強力吸引車）	1			台						
積置費（大型強力吸引車）	1			台						
合 計	1			式						

水道施設浚渫業務委託

特記仕様書

明石市水道局

目 次

第1章 総 則

- 1 適用範囲
- 2 目的
- 3 法律等の遵守
- 4 手続き及び提出書類
- 5 損害賠償及び補償
- 6 工程管理
- 7 作業記録写真
- 8 疑義

第2章 安全管理

- 1 一般事項
- 2 安全教育
- 3 労働災害防止
- 4 公衆災害防止
- 5 その他

第3章 清掃工

- 1 一般事項
- 2 汚泥等の積込み、運搬
- 3 発生土砂の処分地の指定
- 4 清掃箇所と車両台数

第4章 その他

- 1 作業の完了
- 2 検査
- 3 検便
- 4 車種
- 5 清掃積置料
- 6 委託料の支払い

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、明石市水道局（以下「委託者」という。）の発注する水道施設浚渫業務委託に適用する。

2 目的

着水井、沈殿池等に堆積した土砂・ゴミを除去し、浄水施設の機能回復を図ることを目的とする。

3 法律等の遵守

(1) 受託者は、業務を施工するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等、ならびに当市が他の企業と締結している協定等を遵守すること。

ア 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)及び同法関連法規
イ 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)及び同法関連法規
ウ 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)及び同法関連法規
エ 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号)及び同法関連法規
オ 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)及び同法関連法規
カ 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)及び同法関連法規
キ 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)及び同法関連法規
ク 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)及び同法関連法規
ケ 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)及び同法関連法規
コ 中小企業退職金共済法	(昭利 34 年法律第 160 号)及び同法関連法規
サ 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)及び同法関連法規
シ 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)及び同法関連法規
ス 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)及び同法関連法規
セ 公害対策基本法	(昭和 42 年法律第 132 号)及び同法関連法規
ソ 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)及び同法関連法規
タ 廃棄物の処理及び	
チ 清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)及び同法関連法規
ツ 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)及び同法関連法規
テ 酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年労働省令第 42 号)及び同法関連法規
ト 労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57 号)及び同法関連法規
ナ 振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)及び同法関連法規
ニ 明石市の環境の保全及び	
創造に関する基本条例	(平成 11 年条例第 22 号)及び同法関連法規

- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。

4 手続き及び提出書類

- (1) 受託者は作業着手に先立ち、道路使用許可等の必要な手続きを行いその許可を得ること。
- (2) 受託者は契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。
 - ア 着手届
 - イ 現場代理人及び現場主任者届
 - ウ 工程表
 - エ 作業計画書
 - オ 使用機械一覧表
 - カ 登録車両一覧、車検証の写し
 - キ 緊急連絡（通常時及び夜間休日時）
 - ク 第2種酸素欠乏危険作業主任者一覧表
 - ケ 産業廃棄物収集運搬業許可証（兵庫県、明石市、神戸市、姫路市）
- (3) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは直ちに変更届を提出すること。
- (4) 受託者は、作業日報を作成し、作業終了後提出すること。
- (5) 各種施設の異常箇所を発見したときは、速やかに書面にて報告すること。
- (6) 作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
 - ア 完了届
 - イ 作業記録写真
 - ウ 支払請求書及び明細書
 - エ 計量票
 - オ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
 - カ その他本市係員が指示するもの

5 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、水道工作物に損傷を与えたときは、ただちに本市係員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原形復旧すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

6 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、各施設管理者及び本市係員と協議を重ね、実施工程表を作成し工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、祝祭日、休日または夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめ

めその作業内容、作業時間等について、各施設管理者及び本市係員の承諾を得ること。

- (4) 本業務は、稼働中の施設内の作業であり、業務履行に当たっては、運転に支障なきよう各施設管理者及び本市係員と調整をおこなうこと。

7 作業記録写真

- (1) 清掃前、清掃中、終了後、それぞれの状況を撮影すること。
- (2) 写真には、作業件名、撮影場所、その他必要事項を明記した黒板等を入れて撮影すること。
- (3) 写真は台帳に整理して、説明書きを記入すること。
- (4) 清掃日毎の作業用車両の写真（車両ナンバープレートが確認できる全景写真）
- (5) 投棄場所の写真

8 疑義

受託者はこの仕様書に明記されていない場合でも、業務の実施上当然必要な事項は各施設管理者及び本市係員の指示に従って、受託者の負担により履行する。

なお、疑義を生じた場合は委託者と受託者とが協議するものとする。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働基準法、労働安全衛生法等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 事故防止を図るため、安全管理については作業計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2 安全教育

- (1) 受託者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を受けること。

3 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は使用する毎に点検して作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるこ

と。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、本市係員及び他関係機関に緊急連絡を行い、ただちに、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする機械を取り扱う場合は、必ず有資格者及び、誘導員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業区域内には、必要に応じて交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (3) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

5 その他

- (1) 受託者は、作業にあたって水道工作物またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用してはならない。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに各施設管理者、本市係員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査にうえ、その結果を書面により、ただちに委託者に届けること。

第3章 清掃工

1 一般事項

- (1) 清掃作業は、委託者の指示に基づいて行うものとし、受託者は、作業箇所及び作業順序等を定め、事前に各施設管理者、本市係員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、必要な保護措置を講じ、水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、各施設管理者、本市係員の承諾を得ること。
- (4) 受託者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受託者が各施設管理者、本市係員の指示に反する作業を行った場合もしくは各施設管理者、本市係員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずること

がある。

- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出汚泥等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2 汚泥等の積込み、運搬

- (1) 受託者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
- (2) 運搬車両は、事前に当市に届け出を行うこと。
- (3) 運搬車両は、その使用にあたって、汚泥等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
- (4) 積み込みにあたっては、汚泥等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- (5) 汚泥等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、遺漏がないような措置を講ずること。
- (6) 汚泥等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

3 汚泥等の処分地の指定

処分地は市の指定する処分場とする。

4 清掃箇所と車両台数

- (1) 清掃箇所及び車種、台数は、本市係員が指定するものとする。
- (2) 受託者は、指定された清掃箇所を事前に現地調査し、車種、台数に疑義がある場合は本市係員に事前に申し出を行い、各施設管理者、本市係員と協議の上、車種、台数を決定すること。
- (3) 業務中にやむを得ず増車が必要となった場合は、すみやかに本市係員に報告し、増車の許可を得ること。
- (4) これらの協議事項は議事録を作成すること。

第4章 その他

1 作業の完了

作業を終了し、所定の書類（マニフェスト及び計量票）が提出された後、本市係員の検査をもって完了とする。

2 検査

受託者は、検査のために必要な資料（日報、写真等）を本市係員の指示に従い提出すること。

3 検便検査

契約後、すみやかに作業者全員の検便検査を実施し、陰性であることの検査結果（写し）を提出すること。

検査項目は、赤痢菌・サルモネラ菌・腸チフス・パラチフス・0157 である。

4 車種

(1) 大型強力吸引車

汚泥タンク容量 7 m³以上 吸引風量 40 m³/min 以上

(2) 強力吸引車

汚泥タンク容量 2 m³以上 吸引風量 20 m³/min 以上

(3) 高圧洗浄車

吐出圧 20MPa 程度、給水車含

(4) クレーン付トラック（2 t～3 t）

5 清掃積置料

清掃した翌日に投棄場所へ清掃土砂を投棄する場合に適用するものとする。ただし、現地調査不足等による作業時間の延長が原因の場合は適用しない。また、投棄場所の事情による翌日以降の投棄については別途協議とする。

6 委託料の支払い

委託料の支払いは、毎月受託者からの請求に基づき、受託者の銀行口座への振込により、請求のあった日から30日以内に行う。

各施設共通事項

1 本事項

- (1) 作業開始前までに清掃箇所を確認し、ホースの長さ等を考慮する。
- (2) 作業場所に応じた清浄なホース等を使用すること（着水井等・汚泥貯留槽・配水池等は使い分けること）及び事前にホース等の洗浄をすること。
- (3) 作業開始前、必要なバルブ操作等を各施設管理者、本市係員の指示により行う。
- (4) 作業終了後、水中ポンプ、ホース等の清掃、片付けを行う。
- (5) 作業中及び終了後、必要なバルブ操作等を各施設管理者、本市係員の指示により行う。
- (6) 作業開始前・終了後は、各施設管理者、本市係員に連絡をいれ、指示を受けること。
- (7) 必要であれば、付近住民に対して作業のお知らせ文書を配布すること。
- (8) 契約後、すみやかに作業予定日を本市と協議のこと。

施工箇所

明石川浄水場

排水槽	(10.0m×20.0m 程度 壁面：5.0m)
No. 1、No. 2、No. 3 沈殿池	(9.5m×35.0m 程度 壁高：3.5m)
沈殿池集水トラフ	(22.0m× 0.5m 程度 トラフ本数:9本) 壁面 0.4m

鳥羽浄水場

混和池	(8.0m×12.0m 程度 壁高：5.6m)
No. 1 着水井	(2.3m× 4.5m 程度 壁高：4.4m)
No. 2 着水井	(2.3m× 4.5m 程度 壁高：4.4m)
No. 3 着水井	(2.3m× 4.5m 程度 壁高：4.4m)
1次濃縮槽	(12.0m×12.0m 程度 壁高：4.5m)
2次濃縮槽	(9.0m× 9.0m 程度 壁高：4.5m)
沈殿池	(13.9m×23.4m 程度 壁高：4.6m) ろ過池原水渠含む
排泥池	(床面積： 6.0m ² 壁高：3.5m)
洗浄排水槽	(床面積：100.0m ² 壁高：3.5m)
排水渠	(床面積：154.0m ² 壁高：2.5m)
汚泥貯留槽	(6.8m×12.0m 壁高：1.5m) ろ液槽含む
清掃排泥槽	(12.0m×21.5m 壁高：3.0m)
1系ろ過池排水渠	(床面積： 60.0m ² 壁高：1.5m)
No. 1、No. 2 排水槽	(床面積：120.0m ² 壁高：5.3m)

※前日に排水用水中ポンプを設置し排水する。

※コンセントレータを移動させ、原水分配管を水洗いする。また、原水分配管は噴射ノズ

ルが回転する回転式高圧洗浄水を用いて清掃すること。

※堆積した汚泥等は、吸引車で吸引し、清掃排泥層へ送り、指定場所に搬出する。

魚住浄水場

No. 1 着水井	(5.5m×7.0m 程度 壁高：4.0m)
No. 2 着水井	(5.5m×7.0m 程度 壁高：4.0m)
No. 3 着水井	(5.5m×7.0m 程度 壁高：4.0m)
No. 3、No. 5 沈殿池	(12.0m×15.0m 壁高：4.5m)
No. 1、No. 4 沈殿池	(12.0m×15.0m 壁高：3.8m)
汚泥貯留槽	(7.0m×4.0m×3.0m)
清掃排泥槽	(12.0m×9.0m×4.0m)
一次、二次濃縮槽	(144.0m ² 壁面：4.0m) (81.0 m ² 壁面 4.0m)

※前日に排水用水中ポンプを設置し排水する。

※コンセントレータを移動させ、原水分配管を水洗いする。また、原水分配管は噴射ノズルが回転する回転式高圧洗浄水を用いて清掃すること。

※堆積した汚泥等は、吸引車で吸引し、沈砂池へ送り指定場所に搬出する。

上記に加え、各配水場の配水池等を施工する場合がある。

施設一覧

明石市水道局

施設名	住 所	連絡先電話番号
明石川浄水場	明石市大道町1丁目11-1	078-928-6384 (明石川浄水場)
東部配水場	明石市荷山町1744-1	
鳥羽浄水場	明石市鳥羽1506-1	078-928-3649 (鳥羽浄水場)
中部配水場	明石市大久保町大窪字戌亥谷3081	
魚住浄水場	明石市魚住町西岡2154-1	078-942-2612 (魚住浄水場)
西部配水場	明石市大久保町西脇795	

業務委託一般仕様書

- 1 本仕様書は、明石市水道局が委託する業務委託に適用する。
- 2 委託概要
 - (1) 委託名： 特記仕様書による。
 - (2) 委託場所： 明石市 水道局
- 3 計画協議
 - (1) 業務の履行に当たって実施する計画協議は業務着手前に必ず行うものとする。
- 4 業務計画書の提出
 - (1) 業務の履行に当たり、業務計画書を提出しなければならない。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。
 - (2) 業務計画書には、業務体制・作業計画・連絡体制等を記載し、契約締結後1週間以内に提出すること。
 - (3) 業務計画書の内容が追加変更になる場合は、その都度提出しなければならない。
- 5 一般事項
 - (1) 法令、条例等の遵守；本委託に関係する法令、条例等はこれを遵守し、必要な届け出、手続き等は予め本市係員と協議の上、受託者がこれを代行するものとし、その費用は受託者が負担する。
 - (2) 疑義；本仕様書・設計について、また業務委託実施中に疑義が生じた場合は本市係員と協議し、その指示に従うこと。
- 6 業務管理
 - (1) 業務委託遂行中は現場代理人及び業務責任者は常に委託現場に常駐し、本市係員の指示を受け、現場作業員等の指導等業務委託に関する一切の事項を処理すること。
 - (2) 本業務委託進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の配置等をおこなうこと。
- 7 損傷部補修
 - (1) 本業務委託遂行に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意するとともに若し、損傷した場合は本市係員の指示に従い、同程度以上の資材等をもって速やかに原形復旧をすること。
- 8 災害防止
 - (1) 本業務委託遂行にあたっては、現場作業員等の安全災害防止対策に安全を期するほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に従うこと。
 - (2) 交通整理等保安要員の配置については、本市係員の指示により安全対策を行うこと。
- 9 提出書類
 - (1) 受託者は、下記の書類等を契約締結後1週間以内に提出すること。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。

① 着手届	1部	A4版
② 工程表	1部	A4版
③ 内訳書	1部	A4版
④ 現場代理人届及業務責任者届	1部	A4版
⑤ 経歴書	1部	A4版
⑥ 有資格一覧表	1部	A4版

(2) 全委託業務完了後、下記の書類等を提出すること。但し、本市係員が必要でないとした場合は、このかぎりではない。

- | | | |
|----------------|----|----------------------|
| ① 報告書 | 2部 | A4版(通常点検時1部、最終報告時1部) |
| ② 写真(又はカラーコピー) | 1部 | A4版(最終報告時) |
| ③ カラーコピー | 1部 | A4版(通常点検時) |
| ④ 完了届 | 1部 | A4版 |
| ⑤ ネガ(写真の場合) | 1部 | A4版 |
| ⑥ 機器別保全費報告書 | 1部 | 本市指定様式 |

※ 上記提出写真(又はカラーコピー)は担当者と協議の上、決定のこと。

※ 機器別保全費報告書については、本業務において点検・補修を実施する全ての機器に対して、その費用(諸経費含む)を算出し、提出すること。

10 産業廃棄物処理

- (1) 本委託業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受託者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の兵庫県産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、兵庫県産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を管理票交付の日から90日以内、もしくは当該年度3月31日までの内、短い期間の方で排出事業者当該管理票の写しを送付しなければならない。
- (5) 潤滑油脂・薬品等の処理に際し、製品安全データシート「MSDS」を提出すること。

11 その他

- (1) 本業務委託に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
 - (2) 本業務委託完了に際し、本市係員の指示に従い、整理整頓・跡片付け等の清掃をおこなうこと。
 - (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- ※ 平成13(2001)年3月5日付け 明環政号外による。

以上のとおり本仕様書は、本業務委託の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務委託の性質上必要と思われるものについては、設計図書に明示されていない事項であっても、契約金額の範囲内に限り受託者はその責任において遂行しなければならない。

